

日バス協技第111号

令和5年3月31日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会 長 清水 一郎

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から別添のとおり周知依頼がありましたので、傘下会員事業者にも周知をお願いいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015